

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物

◇告示 目次

- 県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票の交付
- 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票の交付
- 土地の公用廃止
- 建築代理業者の登録
- 保険医の指定
- 保険医の指定取消
- 公有水面埋立の免許
- 建設業者の変更登録
- 建設業者の登録まつ消
- 買收令書交付不能一覽表

告示

鳥取県告示第八十七号

督促手数料及び延滞金等徴收規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三十三号）第十三條の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	職 名	氏 名	交付年月日
1	鳥取県事務吏員	野田 武雄	昭和二十七年十二月二十七日
2	以下同じ	有沢 一壽	以下同じ
3		下田 勘一	
4		岡田 達雄	
5		増田 薫	
6		大橋 義忠	
7		森岡 愛吉	
8		沖田 二郎	
9		山内 敬	
10		片岡 辰雄	

64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47

米山 正男
小林 丈七
前田 栄重
福岡 昇
田中 重宜
兒玉 富保
岡崎 進
大田 美男
田村 澄子
三好 義治
高崎 政市
藤 近雄
梅林 定夫
佐伯 勳
浦部 義郎
古川 勇
坪倉 徹夫
山本 権藏

82 81 80 79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65

中島 喜一
薄墨 長壽
田中 豊利
上林 由造
横浜 繁信
景山 義夫
千代西尾信二
佐々木 孝
古井 義雄
山本 勉
治部田義光
本城 岩藏
伊地知幸三
西村幸太郎
佐々木啓市
佐藤 啓一
高橋 憲二
箕浦 勇二

28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11

奥田端津雄
高木 惠治
谷長 保瑛
大野 正治
田中 賢仁
山根誠四郎
宮尾 重治
堀 明
磯田 光之
泡田 宗利
福田 正昭
山本 英一
上村 利幸
沢田 競美
坂田薰九郎
沢 末春
山田 保
坂西 泰正

46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29

中村 誠
森反 実
岡崎 清
米原 幸正
冲江 勝人
石鹿 颯
山本 敏明
市場 輝政
小谷 愿
楠 主税
宮崎 芳雄
仲倉 郁
山田 幸夫
野口 義雄
高見 令造
井田 茂
林原 隣緒
渡 喜四郎

100 99 98 97 96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83

田中 五郎
山本 壽雄
佐々木鉄之助
村尾 重夫
信夫 義男
伊沢 久
小谷 敬吉
倉光 繁雄
岡垣 奏
樽谷 滋
山本 愛吉
高橋 金一
大森 幸雄
八浦 秋男
野沢 義市
牧野 恒夫
益田 徳夫
西村 篤人

117 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101

桑本 万藏
中村 一雄
香河 三郎
牧島 映
西田 壽幸
岡本 太郎
古田 次郎
角田 輝誠
松尾 輝夫
谷本 達雄
野坂智賀雄
田中 司郎
前島 節藏
新田 剛
河崎 正人
今田 元義
吾郷 匡明

119 118

牧田 詔
熊谷 弘成

鳥取県告示第八十八号

督促手数料及び延滞金等徴收規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号）第十三條の規定による県税外收入金を徴收する者の身分を示す証票を次のやうに交付した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西尾 愛治

番号 職 名 氏 名 交付年月日

1 鳥取県事務吏員 野田 武夫 昭和二十七年十二月二十七日

2 以下同じ 有沢 一壽 以下同じ

3 以下同じ 下田 勘一

4 岡田 達雄

5 増田 薫

6 大橋 義忠

7 森岡 愛吉

25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8

沖田 二郎
山内 敬
片岡 辰雄
奥田端津雄
高木 恵治
谷長 保瑛
大野 正治
田中 賢仁
山根誠四郎
宮尾 重治
堀 明
磯田 光之
泡田 宗利
福田 正昭
山本 英一
上村 利幸
沢田 競美
坂田薫九郎

79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62

古川 勇
坪倉 徹夫
山本 権藏
中島 喜一
薄墨 長壽
田中 豊利
上林 由造
横浜 繁信
景山 義夫
千代西尾信二
佐々木 孝
古井 義雄
山本 勉
治部田義光
本城 岩藏
伊地知幸三
西村幸太郎
佐々木啓市

97 96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80

佐藤 啓一
高橋 憲二
箕浦 勇二
田中 五郎
山本 壽雄
佐々木鉄之助
村尾 重夫
信夫 義男
伊沢 久
小谷 敬吉
倉光 繁雄
岡垣 奏
樽谷 滋
山本 愛吉
高橋 金一
大森 幸雄
八浦 秋男
野沢 義市

43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26

沢 末春
山田 保
坂西 泰正
中村 誠
森反 実
岡崎 清
米原 幸正
沖江 勝人
石鹿 疆
山本 敏明
市場 輝政
小谷 愿
楠 主税
宮崎 芳雄
仲倉 郁
山田 幸夫
野口 義雄
高見 谷造

61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44

井田 茂
林原 隣緒
渡喜四郎
米山 正男
小林 丈七
前田 栄重
福岡 昇
田中 重宜
兒玉 富保
岡崎 進
大田 美男
田村 澄子
三好 義治
高崎 政市
藤 近雄
梅林 定夫
佐伯 勳
浦部 義郎

114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98

新田 剛	前島 節藏	田中 司郎	野坂智賀雄	谷本 達雄	松尾 輝夫	角田 輝誠	古田 次郎	岡本 太郎	西田 壽幸	牧島 映	香河 三郎	中村 一雄	桑本 万藏	西村 篤人	益田 徳夫	牧野 恒夫
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

119 118 117 116 115

河崎 正人	今田 元義	吾郷 匡明	牧田 詔	熊谷 弘成
-------	-------	-------	------	-------

鳥取県告示第八十九号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一鳥取市立川町二丁目十九番の一廢道敷十三坪三合七勺

鳥取県告示第九十号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十八年三月四日登録した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登 録 番 号	登 録 年 月 日	現 住 所	氏 名	業 務 管 理 者
二七九	昭和二十八年三月四日	香川県仲多度郡善通寺町鳥取市片原町三丁目三四	奥田 工務店	二級建築士 宮崎三郎
二八〇	〃	鳥取県能義郡安木町米子市天神町一丁目三四	岩崎建 築設計事務所	一級建築士 岩崎豊吉

鳥取県告示第九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	名 称	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
外科	作野医院	西伯郡境町朝作野	広	昭和二十八年二月一日
産婦人科	作野医院	西伯郡境町朝作野	日町	

鳥取県告示第九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	名 称	住 所	氏 名	取 消 年 月 日
内科	鳥取赤十字病院	鳥取市西一番地	安達 孝礼	昭和二十八年二月十八日

内 科	河崎医院	米子市河崎町	段塚 敏英	昭和二十八年二月十日
全 科	堀内医院	気高郡湖山村堀内	佐門 昭	昭和二十八年三月一日
小 兒 科	米子医療生活協同組合米子診療所	米子市角盤町	金森 照隆	同右

鳥取県告示第九十三号

次のように公有水面埋立を免許した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 埋立の区域 東伯郡赤碕町松ヶ谷地先日本海
- 二 埋立の面積 五、九九三、一平方メートル
- 三 埋立工事の着手及びしゅん功

昭和二十八年三月九日着手

昭和二十八年三月三十一日しゅん功

四 埋立の目的 物揚場及び野積場の造成

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (ろ)第二二九号 昭和二十七年 九月二日 小林工務所

鳥取県知事登録 (ろ)第一八三号 昭和二十七年 十一月十九日 吉山工務所

- 五 免許を受けた者 鳥取県知事 西尾 愛治
- 鳥取県告示第九十四号
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年二月二十八日変更登録した。
- 昭和二十八年三月十三日
- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 主たる営業所の所在地
- 旧 岩美郡宇倍野村字麻生三一九 小林 平藏
- 新 鳥取市東町一四五
- 新旧 鳥取市行徳九八 岡田 重吉
- 鳥取市行徳一一四

鳥取県告示第九十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ろ)第五一号 昭和二十六年 十月十九日 明治建設工業所 東伯郡倉吉町大字明治町 齊木 久壽 昭和二十八年二月二十八日

鳥取県知事登録 (ろ)第四四号 昭和二十七年 九月十五日 狭山土建工業所 鳥取市川端一丁目四五 狭山 晴雄

鳥取県告示第九十六号

左記の土地等の買収令書は交付ができないので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十條第三項の規定により公示する。

昭和二十八年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 土地等の所在及び対価の表示

記

郡村大字	土地の所在	地番	地目	面積	対価	所有者住所氏名
気高 湖山 湖山	産水西方	三〇〇、四一	山林	反 〇、〇〇〇	三六、〇〇	日本国有鉄道米子鉄道管理局 代表者 局長 三宅 考夫

